

# 宮崎県保険者協議会設置運営規程

制定 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 8 月 1 0 日

## (目的)

第 1 条 宮崎県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、宮崎県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 7 条第 2 項に規定する保険者及び同法第 4 8 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、宮崎県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての宮崎県への協力、宮崎県医療計画の策定又は変更にあたっての意見提出等を行うことを目的とする。

## (事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整に関すること。
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助に関すること。
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析に関すること。
- (4) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出に関すること。
- (5) 医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出に関すること。
- (6) 医療費適正化計画の実施についての宮崎県への協力に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる団体で構成し、各団体から選出された者を委員として運営する。

- (1) 全国健康保険協会宮崎支部を代表する者
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 市町村国民健康保険を代表する者
- (4) 国民健康保険組合を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者
- (7) 国民健康保険団体連合会を代表する者

- (8) 宮崎県担当部署を代表する者
  - (9) 宮崎県医師会を代表する者
  - (10) 宮崎県歯科医師会を代表する者
  - (11) 宮崎県薬剤師会を代表する者
- 2 前条第4号及び第5号に掲げる事項について、前項第8号から11号に掲げる者は議決権を有しないものとする。
- 3 第1項の各団体の委員数及び選出方法等については、会長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長1名、副会長3名以内及び監事2名を置き、委員の互選により選任する。なお、副会長の互選に当たっては、職域保険、地域保険及び後期高齢者医療を代表する委員のうちいずれかから1名ずつを、監事については、職域保険、地域保険及び後期高齢者医療を代表する委員のうちいずれかから1名ずつを選任するものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指定する副会長が、その職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

- 2 協議会は、会議の運営上必要と認められるときは、委員以外の者の出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(審議事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定するものとする。

- (1) 協議会の事業運営並びに事業実施計画に関する事項
- (2) 医療計画の策定及び変更に対する意見提出に関する事項
- (3) 医療費適正化計画の策定及び変更に係る協議並びに実施の協力に関する事項
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(議事)

第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由により、会議の開催が困難であると会長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、書面で各委員の意見を聴取し、議事に代えることができるものとする。

(専門部会の設置)

第9条 協議会には、第2条各号に掲げる事項について、専門的な検討を行うため、次の各号に掲げる専門部会を置く。

- (1) 企画調査部会
- (2) 保健活動部会

2 専門部会の構成、運営等については、会長が別に定める。

(業務部会の設置)

第10条 協議会には、前条第1項に掲げる専門部会に属さない事項を検討することが生じたときは、必要に応じて業務部会を置くことができる。

2 業務部会の構成、運営等については、会長が別に定める。

(費用の負担)

第11条 協議会の当該年度の運営等に要する経費については、国・県及び関係団体等からの助成があるものを除き、協議会の構成団体である保険者が応分に負担するものとする。

2 保険者ごとの負担金の額、その算定方法及び納入方法等については、別に定める。

(会計)

第12条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会は、収入、支出の明細を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、宮崎県福祉保健部国民健康保険課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項の構成に関する規程は、改正前の構成員とし、第4条第1項の任期に関する規定は、平成29年3月31日までの任期とする。また、第5条第1項の副会長の選任に関する規定は平成29年4月1日から施行する。

2 「宮崎県保険者協議会会則」は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年8月10日から施行する。